



「世界の北海道」を目指して
—北海道総合開発計画—



ウポポイ

NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間

北海道白老町に 2020 OPEN!

令和 2 年 1 月 10 日

暴風雪時等における車両移動訓練を実施します！

～緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保します～

稚内開発建設部では、平成26年11月の災害対策基本法の改正（別紙2参照）により大規模災害時における緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化が図られることになったことを踏まえ、大規模地震や豪雪等の際における、迅速な放置車両の移動を目的とする車両移動訓練を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

- 1 日 時 令和2年1月16日(木) 14:00～15:00
- 2 実施場所 稚内開発建設部 稚内道路事務所
稚内市潮見5丁目7番37号（※別紙1参照）
- 3 内 容 暴風雪時等の災害を想定した、災害対策基本法に基づく放置車両の移動訓練及び消防署との連携した訓練（車両に閉じ込められた乗員の救出等）
- 4 訓練参加者 稚内開発建設部、道路維持除雪工事請負者及び稚内消防署

・荒天時により中止又は延期する場合は、当部から連絡しますので、取材を希望される際は、1月15日（水）15時までに会社名・取材者名・連絡先を広報官（0162-33-1015）へ御連絡願います。

なお、訓練の内容については、下記の問合せ先に御連絡願います。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 稚内開発建設部
道路防災推進官 谷中 隆之 電話 0162-33-1137
道路整備保全課長 松本 朋也 電話 0162-33-1159

稚内開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/wk/>

稚内開発建設部公式 Twitter アカウント [@mlit_hkd_wk](https://twitter.com/mlit_hkd_wk)



稚内道路事務所 位置図

地理院地図

【開催場所】住所: 稚内市潮見5丁目7番37号



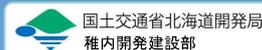
地理院地図

会場詳細図



災害時の緊急車両通行ルート確保

～災害対策基本法の改正～

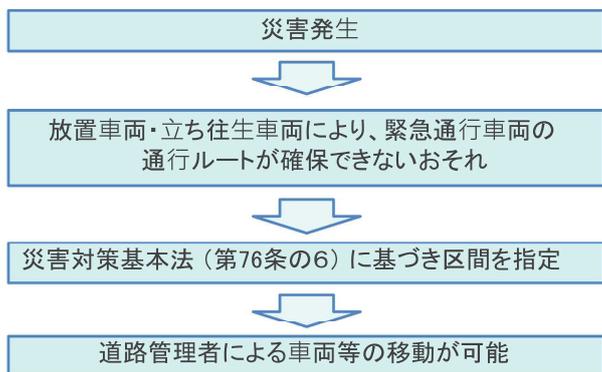


災害対策基本法改正の概要

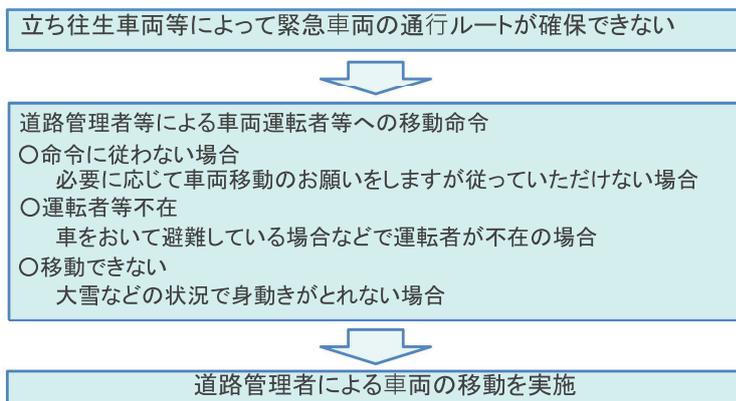
大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年11月21日に施行されました。

災対法に基づく車両等の移動の流れ

■ 区間指定の流れ



■ 車両移動の流れ



道路利用者の皆様へのお願い

- 暴風雪等の悪天候が予想されるときは、最新の気象情報や道路情報などを事前に十分に確認し、不要不急の外出は控えていただきますよう、お願いいたします。
- 大地震や暴風雪等の災害時に、車両等をおいて避難する際は、できるだけ道路の左側に車間を詰めて停車し、緊急車両の通行ルート確保にご協力をお願いいたします。
- なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、道路管理者が区間を指定して、放置車両・立ち往生車両等の移動を行う場合があります。



【気象情報や道路情報などはこちらから】

○最新の情報について

緊急時における国道の情報をお知らせ
通行止め情報メール配信サービス
 異常気象や災害による、通行止めの実施や解除をメール配信
※機種によっては登録できない場合があります。
 ※別途通信料がかかります。



道路の異常を発見したときは…
**24時間受付
 道路緊急ダイヤル
 #9910** (全国共通番号)
※通話料無料です

北の道ナビ 吹雪の視界情報

吹雪での視界不良情報をメールでの配信サービスも実施
 パソコン ▶ <http://northern-road.jp/navi/touge/fubuki.htm>
 スマホ ▶ <http://northern-road.jp/navi/touge/sp/fubuki.htm>

国道・道道の通行規制情報をチェック

北海道地区道路情報
 道路規制情報、道路気象情報、道路画像
 情報をWebページで確認
 パソコン ▶ <http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/>



立ち往生車両発生状況



登坂不能車による渋滞状況



除雪車による牽引状況